

7月は国民年金保険料免除

○猶予申請の更新時期です

経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、まずご相談を。

国民年金は、二十歳以上六十歳未満のすべての方が加入する制度で、保険料の納付を続けることにより、高齢になったときの老齢基礎年金や、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができる制度です。

しかし、経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」があります。（平成十九年度の場合で、月額一万四千円）免除には、全額が免除される「全額免除」と、一部が免除される「四分の三免除」、「半額免除」、「四分の一免除」の四段階があり、前年の所得額などに応じて設定され、下の表のようになっています。

【所得基準】

免除の区分	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料
全額免除	(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円	月々の保険料 0円
4分の3免除	78万円+(扶養親族などの数×38万円(注1))	月々の保険料 3,530円
半額免除	118万円+(扶養親族などの数×38万円(注1))	月々の保険料 7,050円
4分の1免除	158万円+(扶養親族などの数×38万円(注1))	月々の保険料 10,580円

（注1）扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円になります。

【免除期間の扱い】

免除承認期間は、受給資格期間として計算され、年金額を計算するときには、左下の図のように、免除の割合により受け取る年金額が計算されます。

ただし、年金の受給前であれば、十年前まで遡って保険料を納めること（追納）ができます。（三年目以降の追納については、加算がつきます。）

【免除承認期間】

免除承認期間は七月（または申請月の前月）から翌年の六月までとなります。

引き続き七月から免除の承認を受けようとする方または新たに免除の申請をされる方は、申請が必要です。

保険料の全額免除（失業や天災などの理由の場合を除く）が承認された方で、申請時に継続申請の希望をされた場合は、翌年度以降、改めて申請をしなくても継続して申請があつたものとみなします。平成十九年度分の審査結果については、七八八

月頃に社会保険事務所から通知があります。

月頃に社会保険事務所から通知があります。

年金記録問題への
対応について
（社会保険事務所より）

電話相談を二十四時間、
土・日も対応

土・日曜日を含め二十四時間対応の専用電話を次のとおり設置しています。

・平成十八年四月一日以降に会社を退職された方は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し

・印鑑
（専用電話の名称）
「ねんきんあんしんダイヤル」
(専用電話)

「フリーダイヤル

0120・657830

オンラインが稼動していない夜間や土曜日、日曜日の問い合わせは、電話での受付のみとし、原則翌日に回答します。

【申請先】
各庁舎窓口センター

問い合わせ
市民生活部市民課（滝野庁舎）
☎ 48・3004

社会保険事務所の相談窓口の拡大

夜間窓口の延長
すべての社会保険事務所において、毎週月曜日以外の平日も十九時まで受付を延長します。

休日の年金相談日
七月十四日(土)はすべての社会保険事務所で年金相談を実施します。

社会保険事務所の相談窓口の拡大
夜間窓口の延長
すべての社会保険事務所において、毎週月曜日以外の平日も十九時まで受付を延長します。
休日の年金相談日
七月十四日(土)はすべての社会保険事務所で年金相談を実施します。

問い合わせ

明石社会保険事務所
☎ 078・912・4916